

等があることが明らかになつた。特定の個人が文書整理を行う場合は村によるそれとは目的が異なり、個人が重要とした文書が重要なと見なされて整理が行なわれるため、その人物の文書に対する価値観が反映される作業であったことは確実である。特に、古文書を所蔵することは由緒書と同様に家格を示すものであり、古文書を所蔵していること自体が自らの由緒の正当性、村内における他者との差異を表している。つまり、「諸向留・いろは見出し」は利便性のみを目的として作成されたものではなく、由緒書作成と同様の思想、すなわち村内における自己の立場の正当性を主張する意識をもつて作成されたものであるといえる。

### 摺闇期の有職故実

——御堂流の検討から——

告井幸男

摺闇期の有職故実については、藤原道長が当時の一大流派であ

つた九条流と小野宮流とを合流させ、そして独自の考え方も加えて、御堂流という新流派をつくったという理解が一般に成されている。本報告ではこの点を再考査することで、摺闇期を中心には、しかしながら院政期への変転も展望しつつ、故実というものが持つていて意味について考えてみたい。

御堂流という語は院政期以降の史料において、相撲抜出手帳と元三の間に、道長が公卿に隠文螺鈿の着用を求めていた事例が散見する。そのうち道長が関係する儀式の事例は、その儀式及び関係者である道長の権威を高めようとする意図があったと考えられる。

また特に自分が主催者でない儀式においても、新儀に従わせることが自体、公卿たちを権勢下におく意味があつた。相撲抜出手帳と元三の隠文螺鈿着用の初見はいずれもこの頃である。そして注意すべきは、道長は公卿全員に着用を命じてゐるのであり、院政期の如く近親者のみに着用者を限らうというような意思は全く見られ

螺鈿剣、拔出の日は無文帶・蒔絵剣であるのに対し、御堂流は両日ともに隠文帶・螺鈿剣を着することが故実書や日記類に記されている。

また正月三が日の間の装束は、一般的の公卿は元日のみ隠文帶・螺鈿剣、一二三日は無文帶・蒔絵剣であるのに対し、御堂流は全日隠文帶・螺鈿剣であった。つまり相撲節会と元三の双方において御堂流は他の公卿とは違つて、相撲節会において召合・拔出の両日、そして元三の間を通じて隠文帶・螺鈿剣を着用する。なお双方とともに公卿に限られ、御堂流でも非参議は蒔絵を着ける。但し御堂嫡流の者は近衛次将の段階で隠文螺鈿を着すことができた。

隠文帶・螺鈿剣は本来、着用する人間でいえば高位高官、着用する場でいえば「極晴日」「宮中ノ大事」において着けるものである。すなわち隠文螺鈿は特別な儀式の日に、高位高官が着用する、晴れがましく厚礼の装束である。逆にいえば隠文螺鈿を著用することによって、着用者の身分を高く見せる・着用儀式（及びその儀式主催者）の格を高くる、という二つの効果が生じうることになる。

長和年間には、道長が公卿に隠文螺鈿の着用を求めていた事例が散見する。そのうち道長が関係する儀式の事例は、その儀式及び関係者である道長の権威を高めようとする意図があつたと考えられる。

ないことである。着用を制限することによって御堂流を他家とは差異化していた院政期とは明確に異なる。なお長和年間は道長と対立することの多かった三条天皇の代である。

以後も道長が諸卿に隠文螺鈿の着用を命じた例は散見し、また、この隠文螺鈿着用の新儀は道長の後継者たち、頼通・師實らにも引き継がれる。いずれも参詣公卿全員に着用を求めており、この頃の女院（東三条院・上東門院）関連の行事において、願主や法会の内容により隠文螺鈿着用者の範囲が変わるのは対照的である。

この時期は儀式が事細かな作法に基づいて執行され、それを誤つた者は有職の公卿に非難されることがしばしばであった。故実には単なる便宜上のものに他に、礼式上意味を持っているものも多い。これらを誤ることは「失礼」になるが、散見する「失礼」には無知・誤失によるもののみならず、意識的なものと考えられるもの、また明らかに故意であるものがある。

実例として顯光・懷忠・齊信などの例が挙げられる。中でも齊信は一条朝四納言の一人に数えられ、「當時賢才」とも称された有職の人物である。すなわち有職であることと失礼は必ずしも矛盾しない。むしろ有職であるからこそ失礼をしうとも言える。彼らの失礼は故実を知らないためではなく、逆に知っているからこそ敢えて故実に反する行動をとつて、自分を厚礼の対象として可視化するのである。彼らはいずれも強い政治的な意志を持った人物であった。

故実と政治的意味が密接に関連していたことは、藤原伊周の例に如実に現れている。伊周は正暦年間さかんに故実とは違う新儀を主張し、更にそれに右大臣源重信が従つている。重信の女は伊

周弟隆家の室であった。伊周は時の摂政道隆の嫡男でこの時期は前途洋洋たるものがあり、女婿を通じて連なるこの家の次代を担う伊周の権勢を高めるため、重信も伊周の新儀形成に参加しているのである。歴史の結果では伊周に摂関の地位はまわらず、道兼・道長と道隆の兄弟達が順に継いでいくことになった。そういふた彼のいわば弱点、必ずしも安泰ではない将来の地位を補うべく、伊周はこの時期頻繁に新儀を案出し、重信も一体となつて作ろうとしたのであろう。

これまでの「道長は九条流に小野宮流をとり入れ御堂流と称すべき道長家独特の儀式作法を作りあげた」という考え方は改められなければならない。院政期の御堂流の作法の何處にも小野宮流も九条流も取り入れられていない。相撲節後日・元三の間に隠文螺鈿を用いるのは道長による新儀である。また故実名としての御堂流とか道長家というような概念は、後世の産物であつて道長の時期には形成されていない。道長が目指したのは着用を制限して自家を特別化することではなく、全員に着用させて自分の創出した新儀に従わせ、認めさせることであった。

道長が創出した作法が院政期以降、彼の後継者達によって受け継がれたことは事実である。但しそれは道長の意図したものではなく、内容も道長の目指したものとは異なる、歴史的変容を蒙つたものであった。院政期に至つて御堂流一族のみに隠文螺鈿の着用が制限されたことや、あるいはまた嫡流が特別扱いされたことなどは、当時凋落の危機にあつた摂関家の権威を確立するために、道長の故実が新たな歴史的意味を付与されて現れたことを示している。摂関期と院政期を直ちに直線的に結ぶことは出来ない。近年進んでいる院政期以降の有職故実の研究において明らかに

されてきている諸様相との関連、及び院政期への展開過程を解明すべく、撰闕期について更なる精緻な分析をしなければならない。また有職故実を単なる儀式作法の知識として終わらせるのではなく、歴史研究の考察対象として位置付けなければならない。本報告はその前提としての第一過程である。

### 大谷大学図書館禿庵文庫所蔵の中国古封泥

米 健 志

大谷大学元学長・故大谷鎧誠氏の蔵書が、禿庵文庫として大谷大学図書館に所蔵されていることは周知のことおりである。禿庵文庫には、典籍以外にも中国古器物のコレクションが所蔵されており、そのうち古印および古硯に関しては、それぞれ『中國古印圖錄』『中國古硯圖錄』が刊行され、その詳細が公開されている。しかしながら、今ひとつコレクションである封泥については、これまで詳細な調査がなされていない。筆者はこのたび、この封泥を実地に調査する機会を得たので、その概要をここに報告したい。

封泥とは、秦漢時代において文書・容器などの封印に用いられた粘土塊のことであり、そこに残された印文は官職名・地名を考証する際の、またその形態は、紙ではなく簡牘を用いるという点で特殊な、当時の文書行政の実態を窺ううえでの重要な史料となる。禿庵文庫に所蔵される封泥・合計二五二点は、日本では東京国立博物館の藏品に次ぐものであり、また中国を含めても有数のコレクションである。

封泥の発見は、清・道光二年（一八二二）の四川における出土に遡る。当初はその用途が知られず、「印範」すなわち印章鑄造に用いる鋳型と考えられたが、のち劉喜海が『長安獲古編』において、『続漢書』百官志三に、「守宮令一人、六百石。本注曰、主御紙筆墨、及尚書財用諸物及封泥」とあることから、これを封泥と特定した。やがて同治年間（一八六二—一七四）には陝西からも多数出土し、その多くが呉式芬・陳介祺の所蔵に歸し、のち光緒（一八七五—一九〇八）初めの山東からの出土品の一部も、呉・陳氏の得るところとなり、これらが『封泥攷略』十巻に著録される。山東出土品はこの他に劉鶴・郭申堂・羅振玉らが入手したが、彼らの蔵品は後に羅振玉『齊魯封泥集存』に著録される。しかし、こうして統々と発見された封泥も、より具体的な使用法はどういえば、必ずしも充分明らかにされてはいなかった。なぜなら、封泥は先述したように簡牘と表裏一体で用いられるものであり、そのころには簡牘の実物が世に知られていなかつたらである。当初の封泥に対する興味は、専ら古文字学および地名・官名の考証に関するものであり、文書行政との関連に着目されることはないなど無かったといってよい。

簡牘の発見は、二〇世紀初頭のスタインによる敦煌での発掘に始まり、これに対する最初の研究成果が羅振玉・王國維『流沙墜簡』である。また王國維『簡牘檢署考』は、封泥に対する文書学的研究の嚆矢であり、文献史料の博搜にとどづき簡牘と封泥との関係を論じる。さらに、のちには王獻唐が山東省出土の封泥にもとづき『臨淄封泥文字叙目』を発表している。日本では、東京国立博物館藏品（これはもと陳介祺藏品であった）の形態分類を行つた江村治樹「陳介祺旧藏の封泥の形式と使用法」がある。